

2024年3月

各位

株式会社トータル建築確認評価センター

## 「確認申請書」様式の変更のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年4月1日以降の確認申請分より、「確認申請書」の様式が一部変更となります。当社ホームページには、2024年3月31日までに確認申請書等を提出される場合の様式と、4月1日からの新様式がございますので、申請時期に合わせてご利用ください。

### 【 変更箇所 】

- 確認申請書 第四面  
(計画変更確認申請書も同様)

#### 【5.主要構造部】

- 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
- 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
- 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）
- その他

#### 【6.建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

以上